

食品安全推進計画に基づく都の取組について

食品の安全確保を促進させる取組

1 食品衛生自主管理認証制度の充実（福祉保健局）

食品の安全管理と事業者の社会的信頼の向上を図るため、食品関係施設での自主的な衛生管理を都が指定する審査機関が認証する制度を充実

平成 15 年 8 月 豆腐製造業、集団給食施設を対象に制度を創設

平成 16 年 1 月 申請受付を開始（豆腐製造業・集団給食施設を対象にスタート）

平成 17 年 3 月現在 対象業種 10 業種

飲食店営業（集団給食）

飲食店営業（仕出し）

飲食店営業（弁当）

飲食店営業（そうざい）

飲食店営業（すし）

菓子製造業

豆腐製造業

そうざい製造業

そう菜半製品製造業

給食施設

平成 17 年 6 月 対象業種の拡大に向け、販売業（乳類、食肉、魚介類、食料品等）、食肉処理業及び魚介類加工業施設の認証基準について検討を開始

2 生産情報提供食品事業者登録制度の促進（産業労働局）

食品の生産等の履歴情報を積極的に提供する事業者を東京都が登録するとともに、食品に登録マークを表示するなど、都民に商品選択の目安を提供

平成 16 年 4 月 登録の受付開始

10 月 全農安心システムと協定締結

平成 17 年 1 月 水産物の登録受付を開始

4 月 茨城県・いばらき農産物ネットカタログと協定締結

健康への悪影響の芽をキャッチして安全を先取りする取組

3 情報収集、分析・評価と施策への反映

(1) 食品安全情報評価委員会による情報の科学的評価（福祉保健局）

理化学や微生物学等の専門家、都民代表で構成する委員会

国内外の事例や監視指導などから得られる情報を評価

評価結果は、重点的な検査・監視や都民・事業者への情報提供に活用

平成 15 年 7 月 委員会を発足

平成 16 年 4 月 食品安全条例の制定に伴い、知事の附属機関に位置づけ

7 月 検討結果について報告

・カンピロバクター食中毒の発生を低減させるために

～正しい理解でおいしく食べる～

・食品安全に関するリスクコミュニケーションの事例検討

～国が公表した「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」について～

8 月 「知って防ごう！カンピロバクター食中毒」をホームページに掲載

10 月 パンフレット「知って防ごう！カンピロバクター食中毒」の家庭編、飲食店編を発行

(2) 食品の安全に関する情報収集（福祉保健局）

食品の安全に関する情報を収集、分析し、健康への悪影響を未然に防止するための施策へ反映

平成 17 年度 妊産婦が魚介類を食べることにより胎児への健康影響が懸念される水銀やPCBなどについて、東京湾産魚介類などどの程度含有しているかの調査を実施

また、主要食料である米穀について、水田などの土壌から移行したカドミウム等の有害物質の含有量について調査を実施

4 事故等の発生時における的確な被害の拡大防止

～卸売市場における安全品質管理体制の強化～（中央卸売市場）

(1) 安全・品質管理者による体制の整備

中央卸売市場条例を改正し、安全・品質管理者（SQM）による体制を第 8 7 条の 3 を根拠として位置づけ、食品等危害発生時の連絡調整と、市場内の衛生管理の取組みの推進役とした。

(2) 危機管理対応マニュアルの改正

危機管理マニュアルを改正し、状況調査、対応報告等に安全・品質管理者を組み込んだ体制を整備した。また、市場において想定される危害を 5 つに分類し、分類ごとの対応を示す「食品等危機発生時の対応指針」を策定し、危機管理体制の強化を図った。

- 5 輸入食品の安全確保（福祉保健局）
国内で消費されている食品の 6 割（カロリーベース）と言われている輸入食品の安全確保を図る
平成 17 年度 ・原産国での農薬の使用状況、検疫所の違反事例等を勘案し、輸入農産物における残留農薬の監視指導を実施
・遺伝子組換え食品について、安全性未審査のものが含まれていないかについて監視指導を実施。また、安全性審査済みのものについても表示が適正に行われているかの監視指導を実施
・指定外添加物について、検査方法を開発するとともに、監視指導を実施
- 6 農産物の生産段階における指導の充実（産業労働局）
農薬の適正使用など安全管理の徹底のため、出荷前の作物や土壌中の残留農薬分析を行い、指導を充実
- 7 農薬のポジティブリスト制度に対応した効果的な検査等の実施（福祉保健局）
平成 15 年 5 月 食品衛生法の改正により、平成 18 年 5 月までに農薬等のポジティブリスト制度の導入が決定
平成 17 年 6 月 国により「ポジティブリスト制度における暫定基準・一律基準（最終案）」が公表（8 月 2 日まで意見募集）
都においては、今後、国から示される残留農薬等の検査法に基づき、必要な体制の整備等を図る
- 8 「健康食品」による健康被害を防止（福祉保健局、生活文化局）
平成 14 年 9 月 パンフレット健康食品 Q & A（改定版）の発行
平成 14 年～ 年 2 回の試売調査を実施（監視指導）
事業者を対象とした講習会の開催（普及啓発）
平成 16 年 8 月 食品安全情報評価委員会による検討を開始

安全をみんなで考え安心をはぐくむ取組

- 9 食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供（福祉保健局）
食品表示を適正に行うため、事業施設で適正な表示を推進する核となる人材（適正表示推進者）の育成を支援
平成 17 年 7 月 第 1 回適正表示推進者育成講習会の開催
（年度内に 3 回開催の予定）
- 10 一人ひとりが食品の安全を考え、理解し、行動できる取組（関係各局）
地域、学校、家庭で児童から高齢者まで各年齢層に応じた「食品の安全に関する食育」を推進
平成 17 年 6 月 東京農業 Web サイトを開設し、その中で「食育コーナー」を設置
- 11 関係者の相互理解と協力に基づく安全確保を推進（関係各局）
- （1）食の安全都民フォーラム（福祉保健局）
食の安全について、都民、事業者、行政が一堂に会して、情報・意見の交流を行う場として開催
平成 16 年 8 月 テーマ：安心できていますか？
～考えてみよう 食の安全と安心の違い～
平成 16 年 10 月 食の安全都民フォーラム in 立川（立川保健所と共催）
平成 17 年 1 月 テーマ：担当職員が答えます～輸入食品の今～
平成 17 年 8 月（予定） テーマ：「カラダにいい」って聞くけど
～“食べ物”情報の上手な見分け方、受け取り方～
- （2）食品安全ネットフォーラム（福祉保健局）
食に関する様々な問題について、都民や事業者がインターネット上で相互に情報や意見を交流する場として開設
平成 15 年 8 月 食品安全ネットフォーラム開設
【現在のテーマ】 ・ 楽しい！おいしい！お弁当！
あなたが実践する「手作り弁当」の安全・安心は？
・ 食品の安全について意見あり（常設テーマ）